

八丈町農業委員会

第11回総会議事録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

令和6年2月22日(木)

八丈町役場大会議室

1. 開催日時：令和6年2月22日(木) 9:00~10:00

2. 場所：八丈町役場大会議室

3. 農業委員出席：14名

会長	14	沖山 慶孝	委員	6	磯崎 正
会長職務代理者	13	伊勢崎 武二	〃	7	浅沼 博之
委員	1	磯崎 典雄	〃	8	浅沼 實
〃	2	奥山 利平	〃	9	菊池 寛
〃	3	加藤 純生	〃	10	菊池 みゆき
〃	4	菊池 勝男	〃	11	金田 可奈利
〃	5	青木 保憲	〃	12	菊池 家司

4. 農業委員欠席：0名

5. 農地利用最適化推進委員出席：7名

委員	1	浅沼 隆章	委員	5	菊池 睦男
〃	2	浅沼 美和子	〃	6	奥山 光洋
〃	3	笹本 守彦	〃	7	金田 秀彦
〃	4	浅沼 幸友			

6. 農地利用最適化推進委員欠席：0名

7. 会議録署名委員の指名：3番 加藤 純生委員、4番 菊池 勝男委員

8. 議事

会議日程

1) 会長活動報告

2) 事務局長活動報告

3) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の意見の聴取について（利用権設定）

議案第3号 非農地判断願出書の承認について

9. 出席事務局職員：事務局長 大川 和彦、事務局次長 廣瀬 悠志、事務局 笹本 大祐、

事務局 佐藤 章敬、持丸 條、篠崎 京平、小宮山 優、

10. 農業委員会等に関する法律第39条による出席者：3名

八丈支庁産業課農務担当 課長代理 河村 徹

島しょ農林水産総合センター八丈事業所長 堀井 善弘

島しょ農林水産総合センター園芸振興係 課長代理 菊池 知古

11. 傍聴人：0名

[会議内容]

議長 それでは時間となりましたので第11回総会を開催いたします。
本日の会議録署名委員ですが、3番委員・4番委員お願いします。
次に会長活動報告を行います。

会長 <会長活動報告>

議長 次に事務局長活動報告をお願いします。

事務局長 <事務局長活動報告>

議長 それでは議案に移って参ります。
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
令和6年2月22日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝
番号1 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振外、
面積 1,483㎡、権利種別 3条有償移転
譲渡人 ●●●●
譲渡人は自身が島外にあり、耕作する見込みがない状況である為、農地を譲り渡す。
譲受人 ●●●●
譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。
作付予定作物 明日葉
番号2 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農用内、
面積 1,144㎡、権利種別 3条無償移転
譲渡人 ●●●●
譲渡人は自身が健康上の理由により、耕作する見込みがない状況である為、農地を譲り渡す。
譲受人 ●●●●
譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。

作付予定作物 果樹

続いて番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1農地説明】

続いて番号2農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号2農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号2農地説明】

最後に許可要件について説明します。

番号1農地の●●●●さんについては、●●●●農園で●●●●さんと共に明日葉を始め多くの作物を生産しており、農地については明日葉の生産を行っていく予定とのことで、全部効率利用・常時従事については問題ありません。地域との調和についても周囲の方と話し、調和した農業を行っていききたいということです。

番号2農地の●●●●さんについては、中之郷で喫茶店を経営しており、喫茶店で提供するため、果樹を栽培していくとのことです。農地についてはすでに整地されており、取得後は休日等を利用し作物を栽培していくとのことです。全部効率利用・常時従事については問題ありません。地域との調和についても周囲の方と話し、調和した農業を行っていききたいということです。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。番号1農地について、2番推進委員お願いします。

推委2番 農業委員さん、事務局と現地を確認しました。農地については、現状は雑草が生えていますが、元々畑として使っていたようなので、草刈をすればすぐにでも耕作できると思います。問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議長 続いて、番号1農地について、7番農業委員お願いします。

農委7番 推進委員、事務局と一緒に現地確認を行いました。この農地は、3～4年前に重機を使って開墾した農地です。推進委員が説明したとおり、草刈をすれば耕作できる農地ですので問題ないかと思われます。よろしくお願いします。

議長 続いて、番号2農地について、7番推進委員お願いします。

推委7番 農業委員、事務局と現地を確認しました。農地については平坦ですすでに整備もされており、すぐにでも耕作できる状態です。問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議長 続いて、番号2農地について、11番農業委員お願いします。

農委11番 譲渡人の●●●●さんは現在島内におらず、使用していない農地を譲受人の●●●●さんが活用し、栽培した果樹を自ら経営する喫茶店で提供するとの事ですので、問題はないかと思われます。よろしくお願いします。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、質問や意見等はございますか。
…無いようでしたら第1号議案を許可することにご異議ございませんか。
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第1号については許可といたします。

議長 続いて、議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の意見の聴取について（利用権設定）を上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の意見の聴取について農地中間管理事業の推進に関する法律19条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の提出について意見を求める。

令和6年2月22日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号1 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農用内、
面積 8,885㎡のうち1,650㎡、内容は更新となります。

利用権を設定する者 ●●●●

利用権設定を受ける者 東京都農業会議

中間管理機構からの権利の設定を受ける者 ●●●●

利用目的 レザーファン、期間 5年間、賃借料は年間30,000円となります。

番号2 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農用内、
面積 8,885㎡のうち1,650㎡、内容は新規となります。

利用権を設定する者 ●●●●

利用権設定を受ける者 東京都農業会議

中間管理機構からの権利の設定を受ける者 ●●●●

利用目的 いちご、期間 5年間、賃借料は年間30,000円となります。

続いて農地の所在・順路等の説明をいたします。番号1農地、番号2農地は同じ筆になりますので、あわせて説明させていただきます。

番号1農地、番号2農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1農地・番号2農地説明】

最後に確認事項ですが、番号1の中間管理機構を通して利用権設定を受ける●●●●さんについては、認定農業者ですので全部効率利用・常時従事については問題ありません。農地につい

ては更新であり、すでにレザーファンが植えられており、継続して栽培を行う予定です。
番号2の中間管理機構を通して利用権設定を受ける●●●●さんについては、認定農業者ですので全部効率利用・常時従事については問題ありません。農地については、以前から利用権設定を結んでいる場所であり、こちらもすでに中ではいちごを栽培しており、継続していちご栽培を行う予定です。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。
番号1農地、番号2農地について、7番推進委員をお願いします。

推委7番 農業委員、事務局と現地を確認しました。事務局からの説明どおり、同じ筆の中に2棟ハウスがあり、番号1の●●●●さんがレザー、番号2の●●●●さんがいちごを栽培しています。
更新になるので問題はないと思いますので、よろしくお願いします。

議長 続いて、番号1農地、番号2農地について、11番農業委員をお願いします。

農委11番 推進委員と事務局と一緒に現地確認を行いました。事務局、推進委員からの説明どおり、鉄骨ハウスが2棟建っていて、●●●●さんがレザー、●●●●さんがいちごをそれぞれのハウスで栽培しています。問題はないと思いますので、よろしくお願いします。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、質問や意見等がございますか。
…無いようでしたら第2号議案を承認することにご異議ございませんか。
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第2号については承認といたします。

議長 続いて、議案第3号非農地判断願出書の承認について上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第3号非農地判断願出書の承認について
下記の所有者より非農地判断願出がありましたので、意見を求める。
令和6年2月22日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝
番号1 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 山林、農振区分 農振内、
面積 199㎡
内容といたしましては非農地判断願出の提出によるものとなります。
所有者氏名 ●●●●
非農地の事由としましては、対象地は現在山林化してしまっている状況にあり、規模を踏まえ
ても今後畑として活用する見込みは低い状況にある為、今回非農地判断を願い出ることとした。
非農地取扱区分は山林化によるものであります。
続いて番号2 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 山林、農振区分 農振内、

面積 203㎡

内容といたしましては非農地判断願出の提出によるものとなります。

所有者氏名 ●●●●●

非農地の事由としましては、対象地は現在山林化してしまっている状況で、規模を踏まえても、今後畑として活用する見込みは低い状況にある為、今回非農地判断を願い出ることとした。

非農地取扱区分は山林化によるものであります。

続いて番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1農地説明】

続いて番号2農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号2農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号2農地説明】

今回の農地については現地調査を行い、先ほど説明したとおり、いずれの農地も山林化しております。周辺の環境を考えても、今後利用は困難な状況であり、非農地としても問題はないと思われま。それでは、ご意見をよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。番号1農地、番号2農地について、6番推進委員お願いします。

推委6番 現地を確認しました。番号1農地の方は山林化が進み、畑として耕作するのは困難かと思いません。番号2農地の方は三原山の峰の方に渡っており重機の通れる接道もない為、こちらも畑として耕作するのは困難かと思われま。番号1、番号2どちらも非農地として処理して仕方ないかと思いますので、よろしく願いします

議長 続いて、番号1農地、番号2農地について、9番農業委員お願いします。

農委9番 事務局、推進委員から説明があったように番号1、番号2農地どちらとも周りの状況から見ても耕作するのは困難であり、面積も小さいことから効率的な農業は難しい為、非農地としても問題ないかと思いません。よろしく願いします。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、他に質問や意見等はございますか。…無いようでしたら第3号議案について非農地証明といたしますことにご異議ございませんか。《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第3号については非農地証明いたしますことを決定します。